

独立行政法人国立病院機構佐賀病院栄養サポートチーム（以下「NST」という。）専門療法士臨床実地研修にかかる取り扱い規則

（趣旨）

第1条 独立行政法人国立病院機構佐賀病院（以下「佐賀病院」という。）において、委託による実地研修者を受け入れる場合は、この規則の定めるところによる。

（委託研修者）

第2条 この規則に基づき佐賀病院が委託できる研修者は、歯科医師、管理栄養士、薬剤師、看護師、臨床検査技師、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士でNST専門療法士の認定取得を目的とする者を許可する。

（手続き）

第3条 第1項 勤務機関等の代表者は、研修者を佐賀病院に委託しようとするときは、研修者の氏名、研修期間、資格、職歴等を記載した所定の書面（別紙第1号様式）を添えて院長に申請しなければならない。

第2項 院長は、前項の規定による申請があったときは、病院等の業務に支障がなく受託を適当と認めた場合に限り、研修を許可することができる。

第3項 院長は、前項の規定により、研修を許可するときは、これを研修者勤務機関等の代表者に書面（別紙第二号様式）で通知する。

（研修の期間）

第4条 前条第2項の規定により研修を許可された受託研修者の研修期間は、受入れを許可する日の属する会計年度を超えないものとする。

（受託研修料）

第5条 第1項 研修を委託する機関の代表者又は受託研修者は、受託研修料を納入しなければならない。

第2項 受託研修料は、研修を実施する月の前月の末日までに徴収する。

ただし、4月実施の受託研修料は、4月20日までに徴収するものとする。

一旦入金した受託研修料は理由の如何を問わず、返金はしない。

第3項 受託研修料の額は、研修内容に応じて、院長が定める額とする。

（研修義務）

第6条 受託研修者は、佐賀病院の諸規則を守りつつ、かつ院長の指示に基づき研修しなければならない。

（研修の停止及び許可の取り消し）

第7条 受託研修者が第6条の規定に違反し、又は、受託研修者としてふさわしくない行為があったときは、院長は当該受託研修者の研修を停止させ、又は、第3条第2項の許可を取り消すことができる。

（細則）

第8条 この規則に定めるもののほか、受託研修者に関して必要な事項は、院長が定める。

附則 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。